

工事請負代金債権の譲渡承諾を活用した資金調達制度の導入について

区では、建設事業者の資金調達の円滑化を図るため、区の公共工事を請負った建設事業者が融資先等に工事請負代金債権を譲渡することを承諾し、それを担保にした資金調達制度である「地域建設業経営強化融資制度および下請セーフティネット債務保証事業」（財団法人建設業振興基金）、「公共工事代金債権信託制度」（新銀行東京）を平成 24 年度から導入する。

【地域建設業経営強化融資制度・下請セーフティネット債務保証事業】

1 制度の概要

区から公共工事を受注・施工している元請事業者が、区の承諾を得て当該未完成工事にかかる請負代金債権を事業協同組合等または一定の民間事業者へ譲渡し、これを担保に同組合等から融資を受けることができる制度。

なお、地域建設業経営強化融資制度においては、出来高を超える部分についても、保証事業会社の金融保証により、金融機関からの融資を受けることが可能となる。

2 主な利用条件

(1) 利用できる元請企業

区が発注した工事を施工中の元請企業

(2) 対象工事

- ① 工事の進捗率が全体の 2 分の 1 以上であること。
- ② 債権譲渡の承諾に係る工事が年度内に完了することが見込まれること。
- ③ 履行期限まで 2 週間以上あること。

(3) 対象となる組合等

財団法人建設業振興基金から当該事業の融資事業者として認められた事業協同組合、建設業団体等、および一定の民間事業者（以下「事業協同組合等」という。）

3 手続きの流れ

- ① 元請企業は、あらかじめ事業協同組合等、保証事業会社のいずれかに相談する。
- ② 元請企業と事業協同組合等との間で、区の承諾を停止条件とした債権譲渡契約を締結する。
- ③ 元請企業と事業協同組合等との連名で、区に債権譲渡承諾の申請を行う。
- ④ 区が債権譲渡の承諾（または不承諾）の通知を行う。
- ⑤ 事業協同組合等は元請企業に対し、譲渡された債権を担保として、出来高の範囲内で転貸融資を行う。
- ⑥ 地域建設業経営強化融資制度においては、元請企業は前払金の支払を受けた工

事について出来高を超える部分についても融資を望む場合は、保証事業会社の金融保証を得て金融機関から融資を受けることが可能となる。

- ⑦ 区は工事完成后、債権譲受人である事業協同組合等に対し工事代金を支払う。

【公共工事代金債権信託制度】

1 制度の概要

区から公共工事を受注・施工している元請事業者が、区の承諾を得て当該未完成工事にかかる請負代金債権を新銀行東京に譲渡することにより、同行から運転資金を調達することができる制度。

2 主な利用条件

(1) 利用できる元請企業

- ① 中小企業基本法第2条に定める中小企業者
- ② 中小企業以外の業者であつて、当該工事の施工にあたり下請業者である中小企業者に対する支払計画があること。
- ③ 破産、会社更生法に基づく更正手続き開始の申立、民事再生法に基づく再生手続き開始の申立をしていないこと。
- ④ 会社整理、又は特別清算開始していないこと。
- ⑤ 手形交換所の取引停止処分を受けていないこと。
- ⑥ その他債務の弁済が不可能な状態でないこと。
- ⑦ 過去2年間工事成績不良による指名停止措置を受けていないこと。

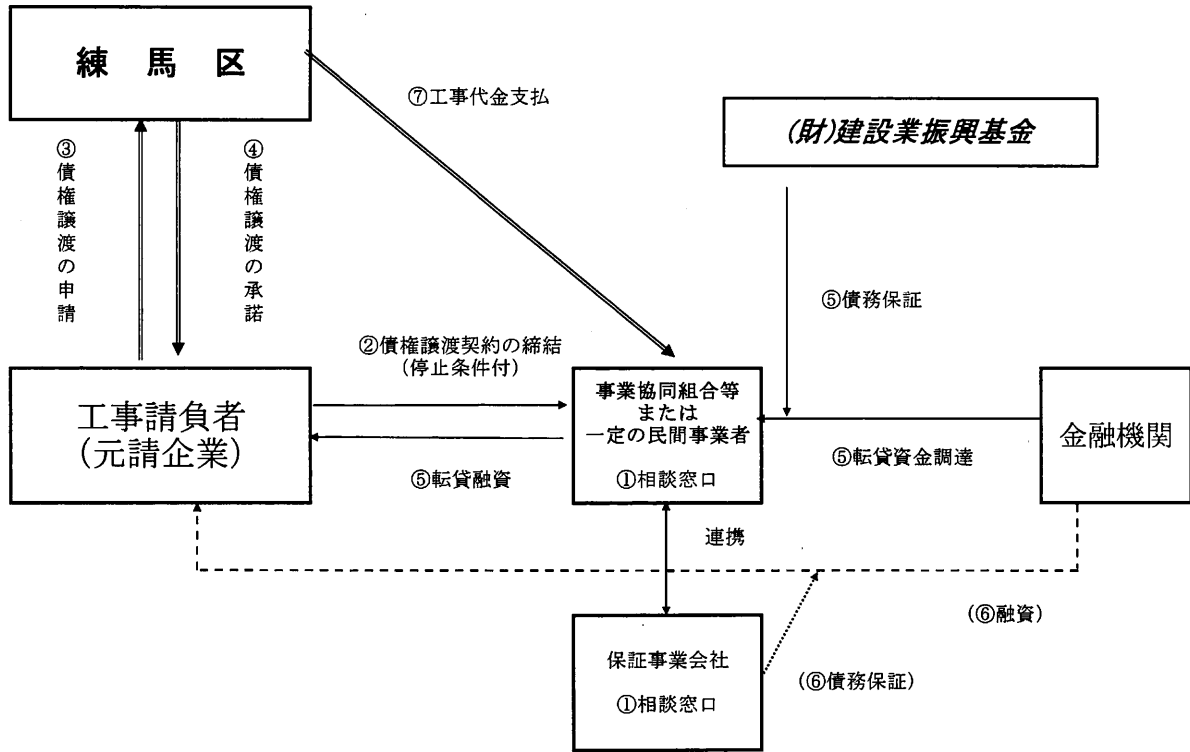
(2) 対象工事

- ① 請負金額1000万円以上の区発注工事を競争入札により落札した工事
- ② 前払い、部分払い等がなされている場合は、工事の進捗状況が前金払、部分払等の相当割合を概ね超えていること。
- ③ 工期までの日数が20日以上残っていること。

3 手続きの流れ

- ① 元請企業は新銀行東京との間で工事代金債権を信託する手続を行う。
- ② 元請企業と新銀行東京の連名で、区に債権譲渡承諾の申請を行う。
- ③ 区が債権譲渡の承諾（または不承諾）の通知を行う。
- ④ 新銀行東京は、工事出来高の査定を行い、査定結果に応じて信託受益権を購入し、元請企業に対して受益権売却代金を支払う。
- ⑤ 区は債権譲受人である新銀行東京に対して工事代金を支払う。
- ⑥ 新銀行東京は、受け取った工事代金から売却済受益権の元本および配当部分を差引いた金額を精算金として請負業者に返還する。

【地域建設業経営強化融資制度】



【公共工事代金債権信託制度】

